

会長	副会長	幹事長	局長	次長	主 幹	係長	主係

第14回神崎町・大河内町合併協議会会議録

開会日時 平成16年11月24日（水） 午後 1 時30分

場 所 大河内町保健福祉センター

神崎町・大河内町合併協議会

神崎町・大河内町合併協議会委員名簿

神崎町選出

大河内町選出

区分	氏名	適用	出欠
1号委員	足立 理秋	町長	出
2号委員 3名	多田 昌	議員	出
	中塚 義之	"	出
	奥野 恒夫	"	欠
3号委員 10名	高橋 勝洋	学識経験者	出
	竹國 洋子	"	出
	中山祐美子	"	出
	井上 秀男	"	出
	廣納 正	"	出
	足立 高正	"	出
	堀口 勝久	"	出
	尾上 徳美	"	出
	藤原 鉄也	"	欠
	松原 博興	"	出
8条委員	前川 清寿	県会議員	欠
	岡本 坦	中播磨県民局長	出

区分	氏名	適用	出欠
1号委員	上野 英一	町長	出
2号委員 3名	小寺 義裕	議員	出
	立石 富章	"	欠
	高内 直喜	"	出
3号委員 10名	岩本 精介	学識経験者	出
	正城眞佐子	"	出
	上垣 博	"	出
	藤原 昇	"	欠
	松山 陽子	"	出
	藤原 安晴	"	出
	日和 貞憲	"	出
	生田 良昭	"	出
	藤原 博一	"	出
	立岩三代子	"	出

会 議 録

会議の名称	神崎町・大河内町合併協議会	
開催日時	平成16年11月24日(水) 開会 13時31分 閉会 15時45分	
開催場所	大河内町保健福祉センター	
議長氏名	小寺義裕	
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名	別紙「欠席者名簿」のとおり	
会議事項	<p>1 協議</p> <p>協議第51号 企画関係事務事業(その1)の取扱いについて</p> <p>協議第52号 総務関係事務事業(その2)財政関係事務事業の取扱いについて</p> <p>協議第53号 地域情報化事務事業の取扱いについて</p> <p>2 提案</p> <p>提案第40号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて</p>	<p>2 会議結果</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>継続審議</p>
会議の経過	別添のとおり	
会議資料	別添資料あり	
会 議 録 の 確 定		
確 定 年 月 日	署 名 押 印	
平成16年11月24日	署名委員 高 内 直 喜 印 足 立 高 正 印	

会 議 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
内藤（事務局長）	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日、第14回の合併協議会をご案内いたしましたところ、ご多用にかかわらず、お繰り合わせの上、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>ちょうど10月の13回から見まして約一月間経過いたしておりまして、久しぶりの合併協議会でございます。この間、両町で住民説明会等がございましたり、その他理由によりまして今回に至っております。どうもありがとうございます。</p> <p>最初に当たりまして、議長からごあいさつをいただきます。</p>
小寺（議長）	<p>どうも皆さん、こんにちは。</p> <p>今日はまた非常に好天気ということで、昨日までちょっと冷え込んでおったんですが、今日はまた気温が約20度ということで、ちょっと厚着をしておりますと非常に暑く感じております。</p> <p>ご存じのように、第13回を開きまして今日まで約1カ月間、当合併協議会も開催をしております。ご存じのように、新町の建設計画というのがまとまりまして、その計画につきまして大河内並びに神崎町におきまして、住民の皆様方に説明をさせていただいておりますということで、ちょっとこの協議会も休憩をいたしておりましたんですが、いよいよ大体新町建設計画の説明会も終わりに近づいておりますし、平成16年度につきましても、だんだんと日が迫ってまいっておりますので、もう少し協議が残っておりますので、今後につきましてはひとつ精力的に合併協議会を開催をいたしたいと思っております。</p> <p>ということで、今日につきましても、最後の方で特に集落説明会の中身等につきまして両町の町長より説明会の状況等も説明をさせていただく予定をいたしておりますので、またご質問等がありましたら、そのときにお受けをいたしたいと思います。</p> <p>ということで、当初につきましては所定どおり協議並びに提案を行いたいと思っておりますので、皆様方のご協力を特にお願いいたします。</p> <p>それから、本日はちょっといつもより人数が少ないようですが、24名の出席ということでございますが、できるだけ建設的なご意見を皆様に期待をいたしまして私のあいさつといたします。ありがとうございます。</p>
内藤（事務局長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、上野副会長さんからごあいさつをいただきます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
上野（副会長）	<p>皆さん、こんにちは。大変ご苦労さまです。</p> <p>局長の最初の話にもありましたように、約1カ月たって第14回の合併協議会ということで、その間、神崎・大河内とも、11月8日、11月10日から、集落の説明会で、新町建設計画並びに市川町から申し出がありました件について集落の懇談会をさせていただいております。</p> <p>今日の資料を見ますと、ほぼ神崎・大河内町も同じような状況で推移をしております、出席率についても世帯数の割合からいえばほぼ42%と、これも両町とも同じような状況になっております。また、中身については、後ほど報告をさせていただきたいというふうに思っておりますが、今日は協議事項といたしまして3点と、それから提案事項1点ということで、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
内藤（事務局長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の協議会でございますが、顧問の前川県議員さんにつきましては、本日から県会が始まっております。このために欠席をされております。また、立石富章委員さん、藤原昇委員さん、奥野恒夫委員さん、藤原哲也委員さん、この4名の委員さんにつきましては欠席をする旨の連絡がございましたので、ご報告を申し上げます。</p> <p>それでは、議長、議事進行をよろしく願いいたします。</p>
小寺（議長）	<p>それでは、会議次第に従いまして進めてまいりたいと思います。</p> <p>本日の出席委員は28名中24名の出席を得ておりますので、会議規則の定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたします。</p> <p>ただいまから第14回神崎町・大河内町合併協議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員に、高内直喜委員と足立高正委員をそれぞれご指名申し上げますので、よろしく願いを申し上げます。</p> <p>それでは、議題に従いまして進めてまいります。</p> <p>また、発言の際は、町名とお名前をお願いいたします。</p> <p>まず、協議事項についてお願いします。</p> <p>協議第51号企画関係事務事業（その1）の取扱いについて、担当の分科会長の説明をお願いいたします。</p> <p>三谷分科会会長、お願いします。</p>
三谷（課長）	<p>失礼をいたします。大河内町総務課の三谷でございます。</p> <p>それでは、私の方から企画関係の4事務事業、総合計画、それに伴</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>いますところの実施計画、それから辺地事業計画、電源立地地域対策交付金のこの4事業の調整方針について、お手元の協議第51号によりまして説明をさせていただきます。</p> <p>まず、現況でございますが、3ページの方をお開きいただきたいと思います。</p> <p>総合計画でございますが、総合計画につきましては、地方自治法で各自治体、定めるように規定をされております。そういう状況の中で、神崎町につきましても大河内町につきましても、平成12年度に向こう10年間の基本構想なり基本計画を定めているところでございます。神崎町の目指す将来像としては、「のんびり楽しい田舎人天国 神崎」、それから大河内町につきましても「住む人が快適に暮らし、訪れる人に感動を与える大河内町」というテーマの中で、それぞれ構想なり計画を立てているところでございます。</p> <p>新しい町になりますと、必然的にこの2つの計画は消滅するというところでございまして、新町においてもこのような計画が必要になるという課題を持っているところでございます。</p> <p>また、2番目の実施計画でございますが、この総合計画に基づきますところの実施計画でございます。現在のところ、両町とも総合的な実施計画は策定をしておらず、それぞれの事業分野の計画でもって対応しているという現況でございます。新町においては、このような実施計画を策定する必要があるというようなところの課題を持っているところでございます。</p> <p>次、3点目の辺地事業計画でございます。これは辺地地域ということなんですが、耳新しい言葉だと思いますので、その内容を少し説明させてもらいたいと思います。</p> <p>この辺地地域といえますのは、その地域におきます生活等の利便性を点数で換算をします。それは公共施設から距離がどのくらいあるとか、バスが運行回数がどうかとか、そのような分で一つの基準に基づいて点数を換算するわけでございます。そして、その点数が100点以上になれば辺地地域と指定されまして、辺地対策事業債という起債の対象の事業を行うことができます。この辺地対策事業と申しますのは、この償還金の8割が交付税に算入されるということで非常に有利な起債というんですか、借金ということになります。その中で、これも一つの財政上の支援措置ということでございますので、財政力指数が0.4以下の場合は25点が加算されるという仕組みになっております。</p>

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p> ですので、現状の神崎町は財政力指数が0.4以下でございます。 また、大河内町は0.4を超えているという状況の中で、それぞれ現在両町で指定されています辺地地域、右の方に神崎町につきましては6地域が辺地地域になり、大河内町は1地域だけが辺地地域になっているというようなことで、その財政力の関係で辺地の地域の数には差があるということになります。 </p> <p> そして、この辺地の計画でございますが、これは国、県等の一つの定め方のルールがございまして、それぞれの地域内で何かの事業をしようと思えば、その計画書を作って議会の議決を得るというような、このような策定の手順を踏まなければならないということになっております。 </p> <p> そういう状況の中で、現在神崎町におきましては作畑・新田地区において平成16年度から平成17年度の間で林道整備なりキャンプ場を整備するという計画を持っております。また、岩屋地区におきましても、同じく16年度から17年度の間で道路新設改良の事業を行うという計画を持っているところでございます。 </p> <p> 一方、大河内町の方ですが、川上辺地におきまして平成13年度から平成18年度の間で林道整備、これは峰山高原と砥峰高原を結ぶ林道ですが、この6カ年の計画を持っているという状況でございます。 </p> <p> これらにつきましても、新しい町になることによって、現在持っておりますこの計画につきましてはそのまま新町に引き継ぐこととなりますが、新しい町においてのまたこのような辺地整備計画を策定しなければならないというような課題を持っているところでございます。 </p> <p> 次、4ページでございます。4ページの方は、電源立地促進対策整備事業計画でございます。 </p> <p> まず、この電源立地地域対策交付金事業でございますが、これの分につきましては発電所に電源を立地する場合の計画等があります。そういうものにつきましては、神崎町、大河内町は揚水発電所ができる時期には持っておったんですが、現在のところ、その計画に上げていました事業がすべて済んでおりますので、計画そのものはございません。 </p> <p> それから、同じくこの電源立地地域対策交付金のメニューの中に、対象事業というところで書いてありますが、これは小さな水力発電所を持っているところに対して交付金がおりにることになっております。ここに書いていますように、補助金の額という欄に書いていますように、現在大河内町では大河と南小田に小さな発電所が3カ所あります </p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ので、それに対する交付金として現在450万円の交付金が事業を行えば交付されるという仕組みになっております。その中で、この制度につきましては、発電所が運転を開始してから15年を経過した発電所につきましては、この水力発電施設周辺対策事業交付金がもらえることとなります。</p> <p>大河内町の水力発電所につきましては、平成4年度から4年間かけて1号機ずつ運転を開始をしております。ですので、15年後の平成19年度から22年度の間につきましては、それぞれの発電機の発電量に応じてこの交付金の額が増えるということになってきます。しかしながら、現在のその交付金の額につきましては前年度の発電量に応じて交付されるという形になってきますので、最近の大河内水力発電所の発電状況から換算してみますと、大体4号機、4台ともすべて回った時点、平成22年度ごろにはこの現在の交付金の額450万円が2,000万円ぐらいになるというような見込みをしているところでございます。このような発電所の分についての交付金についての計画等を新町においても策定をするという課題を持っているところでございます。</p> <p>以上4点の現況の中で、それぞれの調整方針につきましては、1ページにまとめておりますのでごらんをいただきたいと思っております。</p> <p>まず、最初の総合計画でございますが、これは新町において速やかに策定をすることといたしております。しかしながら、現在案を策定して集落に説明をいたしております新町建設計画をベースにして新たな総合計画を作ることといたしております。また、その策定手法につきましては、住民の皆さん方等に参画を依頼し、審議会等というような方法で立てていくということがありますので、そういう手法については策定段階で最終的に決定をしていくということでの調整方針といたしております。</p> <p>また、2つ目の総合計画に伴いますところの実施計画につきましては、その新たに作り出した総合計画に基づいて具体的な事業の計画を割り振りをしていくということでございます。その中で、どうしても事業の進行管理をしていくという面からも、5年程度でその策定しております計画についてのローリングをするということといたしております。</p> <p>次、3点目の辺地事業計画でございますが、これは先ほど申しましたように、現在策定しております辺地計画につきましてはそのまま新町に効力を引き継ぐこととなりますが、新町における総合計画につき</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>ましては、これは地域の指定を受けて、新しいものを所定の手続を経て策定していくこととしております。その中で、先ほど少し説明しましたが、神崎町と大河内町が合併した場合の新町における財政力については恐らく0.4を超えるであろうということが予想されますので、現在あります神崎町の辺地地域の中で、新町においては辺地地域とならないという地域が出てくる可能性があるということでございます。</p> <p>次、4番目の水力発電施設周辺交付金でございますが、これは現在のところ、期限付きの法律でございますが、その中でこの制度が運用できる間については活用をしていくこととしています。そして、この補助金というんですか、交付金の使い道につきましては、やはりこの補助金の性格がダムによる影響地域という分での緩和制度として設けられておりますので、その減水地域等の影響があるところを優先的にして活用していくという調整方針といたしております。</p> <p>以上が企画関係の4事務事業の調整方針の説明でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま説明がございました企画関係事務事業（その1）の取扱いにつきまして、ご意見またご質問がありましたら、お受けをいたしたいと思っております。</p>
多田（副議長）	<p>どうぞ、多田副議長。</p> <p>神崎町の多田です。</p> <p>水力発電の関係なんですけども、大体450万円という交付金が予定されておるようですが、現在どのような事業が実施されているんでしょうか。ちょっと対象事業だけのそれぞれ記載されておるんですけど、具体的にわかりませんのでちょっと教えていただきたいと思っております。</p>
小寺（議長） 三谷（課長）	<p>三谷総務課長。</p> <p>大河内町のここ数年の事例を申し上げたいと思っております。</p> <p>この16年度につきましては、区間の町道の雪をのけるということで除雪車の購入をいたしております。それから、15年度につきましては減水区間におきますところの町道の維持補修というんですか、という分で利用しております。要するに、これまでは減水区間というんですか、発電所の水路がある区間という部分での交付金の充当事業ということでございましたので、主としては道路の整備、これが過去は非常に多かったということで、これまで活用させていただいております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
多田（副議長） 小寺（議長）	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>高内委員、どうぞ。</p>
高内委員	<p>辺地関係ですけど、これはちょっと確認しておきたいんですけども、淵地区はもう辺地から外れておるんですか。</p>
小寺（議長） 三谷（課長）	<p>三谷総務課長。</p> <p>少し先ほどの説明の中で説明不足もあったのですが、点数ともう一つは区域内での人口というものが一つの要件になっておるんです。1区域50人以上ということになっていきますので、淵地区については現在40人ほどですので辺地地域からどうしても外れてしまうという状況になっております。</p>
小寺（議長）	<p>以上です。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>ご質問がないようでございますので、ここで採決に入りたいと思います。</p>
小寺（議長）	<p>協議第51号企画関係事務事業（その1）の取扱いにつきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
小寺（議長）	<p>挙手全員であります。よって、協議第51号企画関係事務事業（その1）の取扱いにつきましては原案どおり可決されました。</p> <p>次に、協議第52号総務関係事務事業（その2）財政関係事務事業の取扱いについて、分科会長の説明をお願いいたします。</p>
三谷（課長）	<p>三谷分科会会長。</p> <p>失礼します。大河内町総務課の三谷でございます。</p> <p>それでは、総務関係の財政関係についての事務事業の調整方針についてご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、両町の現況でございます。資料の5ページの方をお開きいただきたいと思っております。</p> <p>まず、1点目の事務事業としまして、予算の編成ということでございます。ここに掲げておりますように、神崎町につきましては一般会計と、それから10のそれぞれ特別会計を持っているところでございます。</p> <p>また一方、大河内町につきましては、一般会計と12のそれぞれ特別会計を持ってそれぞれ予算等を編成しているところでございます。</p> <p>具体的な予算の編成事務につきましては、予算の編成に取りかかる</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>時期につきましては、神崎町は1月、また大河内は12月というようなことで、少し取りかかる時期についての差異はありますが、後の流れについては両町似たようなことでございます。また、当初予算以外に、補正予算等につきましても、それぞれの定例会もしくは臨時議会等で策定をしているという状況です。また、その予算につけます議会に対する提出資料につきましても、説明書、それから予算書等の分で両町似通っているという状況でございます。その中で、両町の特別会計の中でそれぞれ差異があるという分での調整課題を持っているところでございます。</p> <p>この予算編成に対する調整方針としましては、まず1ページの方を ごらんいただきたいと思えます。</p> <p>まず、1点目の予算編成の時期なり、それからその編成に使います様式等で細かい分での差異がある分については、新町発足後に速やかに統一をしていくということでございますが、統一する際につきましては、効率的な事務ができるという視点で一元化をしていこうと、することといたしております。</p> <p>それから次に、特別会計については、それぞれ神崎町が10、それから大河内町が12会計という分でございます。これらにつきましては、まず1点目として、特別会計の設置の目的、またその内容が共通しているものにつきましては、2町のを統合するという調整といたしております。</p> <p>その中で統合する特別会計につきましては、ここに上げておりますように両町が持っております住宅資金等貸付事業特別会計、それから国民健康保険事業特別会計、それから老人保健事業特別会計、介護保険事業特別会計、それから土地開発事業会計、大河内町の方は宅地造成事業特別会計と称しておりますが、これを統合して土地開発事業特別会計ということで、宅地の分譲等に係る特別会計としてこの5つの特別会計については統合をするという調整方針といたしております。</p> <p>それから次に、それぞれの町で固有に持っております特別会計としましては、神崎町の方の介護療育支援事業特別会計、訪問看護事業特別会計、大河内町の寺前地区振興基金特別会計、長谷地区振興基金特別会計、産業廃棄物処理事業特別会計、寺前財産区特別会計、長谷財産区特別会計、これらにつきましてはそれぞれの設置目的がありますので、この分についてはそのまま新町に引き継ぐことといたしております。</p> <p>それから、神崎町にございます憩の村整備事業特別会計につかまし</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ては、この会計の目的ですが、これは神崎町のグリーンエコーの大きな大規模改修に充てるための特別会計でございます。大河内町につきましては、そのような場合については一般会計の中で処理をいたしておりますので、憩の村整備事業特別会計につきましては、廃止して一般会計に編入をするという調整方針にいたしております。</p> <p>また、現在財務会計システムの導入という部分がございますので、そのシステムに合わせた款項目節の細かい部分の調整につきましては、新町発足までに統合するという調整方針にいたしております。</p> <p>まず、1点目の予算編成に係りますところの事務事業については以上でございます。</p> <p>次、また5ページの方に戻っていただきまして、下の段の方の債務負担行為に関する事務事業の調整方針でございます。債務負担といたしますのは将来にわたって債務を負うという内容のものでございまして、その現在両町が持っております債務負担の額でございます。</p> <p>一番下の欄でございますが、神崎町につきましては一般会計分で16年度以降支払いをしていく額としましては、8,861万4,000円でございます。内容につきましては、小学校のグラウンドと農村公園、これはヨーデルの森でございますが、の用地取得としてそれぞれ8,139万5,000円ですか、と、それからこれは両町に共通しますがいちかわ園の建設なりいちかわ園の夢前分園の建設に係りますところの起債の償還に対する負担金がございます。また、現在作業を進めております電算機の統合の関係で大河内町に対する負担金として神崎町は2,980万円の債務負担を有しているところでございます。</p> <p>また、神崎町の方の特別会計であります土地開発事業会計で有しています債務負担としましては、用地分が2億円、それから工事費分、供給事業分として1億7,800万円の債務負担を有しているという状況でございます。</p> <p>一方、大河内町の方ですが、16年度以降の支出予定額としては590万円でございます。これは神崎町同様、いちかわ園なりいちかわ園の夢前分園に対する建設の償還金に対する負担金でございます。また、コンピューターに関する負担としまして、これは業者に支払う分としまして4億5,000万円の債務負担を持っているところでございます。</p> <p>これらにつきましては、両町それぞれ限度額等に差異がございますので、これに対する調整を必要とするという課題を持っているところ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>でございます。</p> <p>これに対する調整方針としましては、2ページの4番をごらんいただきたいと思います。</p> <p>これも両町それぞれの中でそれぞれの施策において実施しました事業に係りますところの債務負担行為であるため、その限度額等につきましては、そのまま新町に引き継ぐという調整方針といたしたところでございます。</p> <p>続きまして、3点目の事務事業の調整方針でございます。6ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>まず、地方債に関する事務事業でございます。6ページ全体に掲げていますように地方債、つまり借金の分でございます。大きく普通会計と特別会計ということに分けておりますが、神崎町の方では一般会計の中で計という欄になります。15年末現在の地方債の現在高は69億1,339万9,000円、また普通会計に属します特別会計、住宅資金と憩の村整備事業の3,312万円を合わせて普通会計全体では69億4,651万9,000円となっております。</p> <p>また、それぞれの特別会計で有しているものとして、神崎町は水道関係、下水道関係でございます。特別会計の合計が78億860万5,000円、神崎町全体では合計欄でございますが147億5,512万4,000円となっております。</p> <p>また一方、大河内町ですが、大河内町の一般会計分の15年度末の起債残高につきましては、52億3,271万9,000円となっております。</p> <p>また、普通会計に属します特別会計としての住宅新築資金貸付事業債が5,880万3,000円ございまして、大河内町の普通会計全体では52億9,152万2,000円となっております。</p> <p>また、大河内町の方では、特別会計として水道、下水道、宅地造成事業、3会計で地方債を有してございまして、特別会計の合計44億4,546万円でございます。町全体では97億3,698万2,000円の現在高となっております。ところでございます。</p> <p>これらにつきましても、それぞれ両町に残高等に差異があるところでございますが、これらについての調整をする必要があるところでございます。</p> <p>その中で、調整方針としましては、また1ページの方でございます。これもそれぞれの地方債につきましては合併時の残高をそのまま新町に引き継ぐということで、調整方針をまとめたところでござい</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>す。</p> <p>続きまして、次の事務事業でございます基金の関係でございます。7ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>それぞれ現在両町が有していますところの基金の額、現在高を一覧表にまとめております。まず、通常の財政の運営に充てますところの財政調整基金につきましては、15年度末で神崎町は1億99万5,000円、大河内町につきましては特別会計分も合わせて3億1,601万9,000円となっております。また、それ以外の特定の目的を持った基金といたしまして、減債基金またはそれ以外の特定目的基金をそれぞれ下段の方に掲げているところでございます。</p> <p>そういう中で、その他の欄でございますが、特別会計につきましても、それぞれ国民健康保険、介護保険事業、それから上水道、下水道についても、基金等を持っているという状況でございます。これらの特別会計等も合わせた基金全体の残高につきましては、神崎町は5億4,083万円、それから大河内町につきましては20億7,136万4,000円となっているところでございます。</p> <p>これにつきましても、それぞれ基金の残高に差異がある、また同じ目的等を持った基金がございますので、これらについての調整をしなければならないという課題が生じるところでございます。その調整の方針の結果としましては、まず2ページをごらんいただきたいと思えます。</p> <p>3の基金の運用管理というところでまとめてございますが、基金につきましてはそれぞれの基金の合併時における残高につきましては、すべて持ち寄ることといたしております。その中で、基金の設置目的が同じ分についてはその基金を名称も統一して統合することといたしております。その中で、統合する基金につきましては、ここに掲げていますように6つの基金がございます。</p> <p>まず、財政調整基金ですが、これについても統合をすることといたしておりますが、大河内町の産業廃棄物の特別会計で持っている財政調整基金につきましては、現行どおりの特別会計で処理をすることといたしております。</p> <p>また、町債管理基金、これは起債の償還に充てる基金でございますが、名称については神崎町が減債基金、大河内町は町債管理基金というような名称をつけておりますので、これについては残高は統合し、また基金の名称としましても、町債管理基金として統合することといたしております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>また、環境保全基金につきましては、これは両町有しておりますので、これは残高を統合すると、用いることといたしております。</p> <p>その次のふるさと支援保全基金でございます。神崎町はふるさと保全基金でございます。また、大河内町はふるさと水と土の保全基金という名称を現在使用しておりますが、これにつきましても残額を持ち寄り、またふるさと自然保全基金として名称も統一することといたしております。</p> <p>次に、地域福祉基金でございます。神崎町は地域福祉基金という名称であり、大河内町は地域振興事業基金という名称を称していますが、これについても残額を、それから名称ともに統合をするということにいたしております。</p> <p>それからまた、土地開発基金につきましても、これは両町同じ基金を有していますので、これをそのまま統合することといたしております。</p> <p>また、両町それぞれ独自で持っております基金として、存続させる基金として3つございます。1つは、神崎町の庁舎建設基金、大河内町の公共施設整備事業基金、ふるさと創生基金につきましては、その単独の基金としてそのまま新町に引き継ぐことといたしております。</p> <p>次の でございますが、両町の中に寺前地区振興基金、それから長谷地区振興基金、それから水力発電所対策基金、神崎町の集落営農基金というものがございます。これらの基金につきましては、その基金を設置した経緯がございます。その中で、これは経緯の中でそれぞれの町の固有の基金として設置されていたものであり、現在においてもその基金の管理とか運営についても、大河内町の寺前、長谷地区振興基金につきましては振興基金の審議会、また神崎町の集落営農基金については営農組合協議会ですが、そういう中での管理運営方法等で協議をしていただくというような経過もございますので、この4つの基金につきましては管理なり運営方法も含めてそのまま新町に引き継ぐことといたしております。</p> <p>次に、 ですが、両町それぞれ物品を一括購入して安価に仕入れをしようということで、物品集中購買基金なり用品調達基金というものを両町それぞれ有しております。この分につきましては、統合して名称を用品調達基金とし、その基金の積み立てる額としましては、2町では200万円でございますが、新町においては定額の100万円とするということで調整方針をまとめたところでございます。</p> <p>濟いません。先ほどの説明した中で、資料の7ページですが、基金</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>の残高の中で上から4行目の減債基金という部分で、大河内町、神崎町ともに名前が上がっておりますが、神崎町の方は減債基金、先ほど調整方針の中でも説明しましたように、大河内町は町債管理基金という名称で現在用いていますので、この資料7ページには減債基金と、大河内町は町債管理基金ということで、大変申しわけございませんが、資料のつけ加えをお願いいたしたいと思えます。</p> <p>続きまして、次は8ページの方でございます。これは出資金、それから出捐金の事務事業でございます。</p> <p>まず、両町の現状でございます。これは第三セクター等に対する出資金として、神崎町についてはグリーンエコーから、それから粟賀のゴルフ場のクラブ会員権までの出資金として、合計で4,925万2,000円でございます。一方、大河内町につきましては、株式会社おかわち、それから峰山高原ホテル、2つの第三セクターに対する出資金として1億800万円を有しているところでございます。</p> <p>また、それ以外に団体に対する出捐金、出資金ということでございます。これは圏域でもって構成している団体が主なんですが、ここに掲げているように神崎町におきましてはそれぞれ18団体で1,839万円の出資金もしくは出捐金がございます。</p> <p>また一方、大河内町につきましては19団体で、1,259万円の出資金・出捐金を有しているところでございます。</p> <p>これらにつきましても、第三セクターに対する出資金、またそれぞれ広域で構成しています団体に行っています出資金・出捐金については、内容は同じですが金額等に差異があるので、これらについて調整をする必要があるという課題を持つところでございます。</p> <p>それに対する調整方針でございますが、また2ページの方に戻っていただきまして、2ページの5番目でございます。</p> <p>第三セクター等につきましても、これは現行の出資金をそのまま新町に引き継ぐことといたしております。また、圏域等の中で広域的に組織してされています団体に行っています出資金・出捐金については、基本的には現行のものをそのまま引き継ぐこととなりますが、その出資金または出捐金の中で1団体として金額が定められているものにつきましては、それはその団体の協議の中で出資金を返していただくというようなことは、今後のその関係団体の中での協議ということといたしております。</p> <p>以上が出資金なり出捐金に対する事務事業調整方針でございます。次、最後の事務事業でございますが、8ページの一番下でございま</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>堀口委員</p>	<p>す。貸付金に関する事務事業でございます。</p> <p>まず、8ページの現況でございますが、15年度末で両町の貸付金の残高でございますが、神崎町につきましては播但線電化高速化事業に対する貸付金として3,701万1,000円でございます。また、大河内町につきましては7,394万円の貸し付けをJRに対していたしているところでございます。</p> <p>また、住宅の改修資金、また新築、建築、取得、それから生業資金に対する両町の貸付金の状況は表のとおりでございますが、神崎町は貸付金の総額として4,755万1,000円、また一方大河内町は1億6,516万4,000円の貸付金の額を持っているところでございます。これらにつきましても、貸付制度並びに残高についての差異がございますので、これらの調整を必要とするところでございます。</p> <p>その調整の結果でございますが、2ページの一番下6番目をござんいただきたいと思っております。</p> <p>まず、貸付金の関係でございますが、この貸付金の残高につきましては、その残高をそのまま新町発足に引き継ぐことといたしております。また、貸付制度の内容が同じもの、これは住宅資金等の貸付事業でございますが、これらについては両町制度が一緒でございますので、これは残高を合算して新町で処理を行うという調整方針といたしたところでございます。</p> <p>濟いませぬ、大変申しわけないんですが、また資料の訂正をお願いしたいと思っております。</p> <p>5ページの分でございます。債務負担行為の限度額ということで、下から5行目でございます。神崎町の電算機統合整備事業、大河内町に対する負担金の債務負担でございますが、今の表では「2,980万円」となっておりますが、これを「2億1,900万円」にご訂正をお願いしたいと思っております。大変ややこしい説明をして申しわけございませんでしたが、以上で私の方の説明を終わらせていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま説明がございました総務関係の事務事業（その2）財政関係事務事業の取扱いにつきまして、ご質問、ご意見等をお聞きをいたしたいと思っております。</p> <p>堀口委員、どうぞ。</p> <p>神崎の堀口です。</p> <p>貸付金の中で住宅関係の貸付金がたくさんあるんですけども、これ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	の返済状況というのはどういうふうになるんですか。
三谷（課長）	<p>それでは、三谷総務課長、お願いします。</p> <p>それでは、まず大河内の方の返済というんですか、元利収入の状況について説明をさせていただきます。</p> <p>これはそれぞれ貸し付けの種類によって償還年数等は違ってきますが、大河内につきましては最終の返ってくる計画年度につきましては平成33年度となっております。そういう中で、15年度の返済の状況でございますが、額としましては810万円ほどの元利収入が戻るということでございます。そういう中で、現在その計画どおり返ってきていないというんですか、そういう分につきましては3,400万円余り計画どおりの収入ができていないという分でございます。</p>
松原（課長）	<p>済いません、神崎町の企画振興課の松原でございます。</p> <p>神崎町の15年度の住宅資金の貸付事業の返済の状況ですけれども、今までの貸付額の総額が1億260万円ございまして、平成14年度末までの償還完了額が3,480万円で、差し引き額が6,780万円となっております。</p> <p>15年度末でございますけれども、15年度末につきましては、元金につきましては先ほど申し上げました数字に元金の場合が41万3,000円と建設部分が317万円、それから利子分が1万円とプラス35万円で約490万円受け入れておりますので、残額が現在6,300万円程度となっております。</p>
小寺（議長）	<p>ちょっと調査中でございますので、これをちょっと利用しまして休憩をとります。</p> <p>再開は14時35分としまして、約10分間休憩をいたします。</p> <p>午後2時24分 休憩</p> <p>午後2時38分 再開</p>
小寺（議長）	<p>それでは、時間が参りましたので再開をいたします。</p> <p>それでは、住宅資金関係について回答をひとつお願いいたします。</p>
松原（課長）	<p>済いません、企画振興課の神崎の松原でございます。</p> <p>先ほどは申しわけございませんでした。少し見ている数字が間違っておりまして、資料の8ページでございますけれども、8ページのところに、下から4行目になります。神崎町の方で貸付金で住宅建設資金貸付金1,054万円と上がっておりますが、この数字が元来ちょっと間違っておりまして、これが滞納分の数字でございました。そういうことで、神崎町で住宅建設資金貸付金として現在残っておりますのが2,580万4,000円でございます。25804、これはもと</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>もと平成24年に返還されるものでございまして、この2,580万4,000円のうち1,054万円が現在滞納ということでの数字でございまして、よろしくお願いいたしたいと思っております。</p> <p>それで、その貸付金の神崎町分につきましては、先ほどの分が2,580万4,000円に変更になりますので、合計が6,281万5,000円、それからちなみに一番上の播但線の電化高速化事業資金の貸付金につきましては、3,701万1,000円が平成40年に一括償還というふうになっております。</p> <p>このJRの分につきましては、大河内の7,394万円も同じ期限でございます。</p> <p>あとはよろしいんやね、それでよろしいん。はい、了解。</p> <p>大河内は前に三谷課長が答えたとおりだそうでございます。</p> <p>堀口委員、どうぞ。</p>
堀口委員	<p>堀口です。</p> <p>今の答えでわかったんですけども、神崎町では未収金が1,054万円ということで、大河内では2,352万円と理解してよろしいんですか。済みません、235万2,000円でよろしいんですか。これは未収金なんでしょうか、大河内の場合も。貸付金の残ですか。</p> <p>そしたら、未収金はどれくらいあるんでしょうか。先ほど3,400万円の未収金があると言われたのは、すべて合計での金額なんでしょうか。</p>
小寺（議長）	<p>三谷課長。</p>
三谷（課長）	<p>大河内町の総務課三谷でございます。</p> <p>大河内町の住宅資金に係りますところの貸付金は、この8ページの表の改修資金、それから新築資金、建設資金、取得資金とこの4種類ございまして、これの総合計につきましては8,700万円余りございます。そのうちで滞納というんですか、計画どおり償還がされていないものが3,400万円余りあるということでございます。</p>
堀口委員	<p>わかりました。それで、私がちょっとお願いしたいのは、合併する以前に、この未収金というんですか、これをきちっと徴集していただいて、やっぱりそれだけの不良債権にならないようにだけひとつお願いしたいと思うんですが。</p>
小寺（議長） 上野（副会長）	<p>大河内町長、どうぞ。</p> <p>努力いたしますという答えしかちょっとできないんですけども、実際、徴収専門員、うちは張りつけまして努力をいたしておるんですけども、現在3,400万円の未収があるということでご理解願いた</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
足立（会長）	<p>いと思います。</p> <p>神崎町も同じでございます。申しわけございません。精いっぱい努力させていただきます。</p>
小寺（議長） 堀口委員	<p>どうぞ、堀口君。</p> <p>堀口です。</p> <p>済いません、何でこんなことを言いますかという、やはり一番負担、迷惑をこうむるといいますか、やっぱり善良な町民が負担をこうむりますんで、できるだけそういうふうのひとつ努力していただいて、皆さんにちゃんとはっきり、またこういう結果ですということ町をの広報なんかにもこれをはっきり載せていただいて、それでこういうふうに貸し付けのことについてひとつ協力してくれということ呼びかけていただいて、みんなで回収に力を入れると。町民自身がみんなの力でできるぐらいにして、みんなから攻めていくということも大事だと思いますんで、ただ内緒でごそそ話をして、借りた者の得やと、返す者があほやというような感覚でやられたら、皆さん大変ご迷惑がかかりますので、よろしくお願いします。</p>
小寺（議長）	<p>足立会長。</p>
足立（会長）	<p>貸し付けの趣旨がいわゆる特別法に基づいて貸し付けをされた資金でもございまして、特に生活状況の非常に悪い方もかなり貸し付けをさせていただきます。そういう状況から、その回収が非常に難しいというのは現実の問題でございまして、それだからといって、今、堀口さんのご質問を否定するわけではございません。状況としてはそういう状況にあるということもご理解いただきたいと思います。努力はさせていただきます。ありがとうございます。</p>
小寺（議長）	<p>ほかにございせんか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>ご質問がないようでございますので、質疑を打ち切りさせていただきます。</p> <p>ここで採決に入らせていただきます。</p> <p>協議第52号総務関係事務事業（その2）財政関係事務事業の取扱いにつきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
小寺（議長）	<p>挙手全員であります。よって、協議第52号総務関係事務事業（その2）財政関係事務事業の取扱いにつきましては原案どおり可決されました。</p> <p>続きまして、協議第53号地域情報化事務事業の取扱いについて、</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小林（課長）	<p>分科会長の説明をお願いいたします。</p> <p>小林分科会会長、お願いします。</p> <p>失礼いたします。神崎町の情報広報課の小林でございます。</p> <p>まず、事前資料を差しかえをさせていただきました。ご了承いただきたいと、このように思います。</p> <p>地域情報化事業の取扱いでございますけれども、大きく分けまして、難視聴地域解消、地域情報化計画、そしてケーブルテレビ事業と、この3つに分かれます。</p> <p>難視聴地域解消でございますけれども、現況比較表をごらんいただきたいと思います。</p> <p>難視聴地域、すなわち地上波が受信困難な地域をする解消でございますけれども、現状でございます。神崎町の場合は40%の世帯が難視聴地域に該当し、11の共聴組合が設置され、運営されておりましたが、現在はケーブルテレビに移行いたしまして共聴組合はすべて廃止、施設も撤去済みでございます。なお、昭和61年に民放5社の共同受信施設を町が設置いたしました。これに対しまして、大河内町におきましては、現在町内の約40%の世帯が難視聴地域に該当し、現在7つの共聴組合が設立されておりまして、組合管理戸数が700戸でございます。このうち、6組合はNHKの共同受信施設となっております。</p> <p>対策といたしまして、神崎町におきましては、平成12年度、13年度におきまして、農村総合整備統合補助事業、農水省の補助事業によりましてケーブルテレビを整備いたしました。大河内町におきましては、ケーブルテレビ整備を計画しており、今後、共聴組合等に対する説明が必要となっているということでございます。</p> <p>続きまして、地域情報化計画でございます。神崎町の場合はございません。大河内町におきましては、平成14年3月に策定されております。神崎町の状況でございますけれども、ADSL、CATVなどブロードバンド基盤が確立しておりまして、今後はこの整備された基盤を活用して快適な生活環境を構築していく必要があると思っております。</p> <p>14年3月に大河内町におきまして実施されました計画におきましては、住民の利便性の向上、地域福祉や地域産業の活性化、豊かで安全な生活の確保等に寄与することが地域情報化の目的ということで策定されております。その中で、ケーブルテレビにつきましても、そのように記載されているとおりの10億3,629万円の事業費で計画</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>に登載されております。</p> <p>携帯電話の通信施設でございますけれども、神崎町の場合は、越知谷地区の一部に不通話地域があり、その対策が必要となっております。淵、砥峰地区におきまして不通話地域になっており、これを解消するため鉄塔等の整備を樹立し、県に対して補助金要望を出している。また、通話中断地域も数カ所あり、これらの対処も必要となっております。</p> <p>なお、今後の第3世代の携帯といきまして、高速データ通信により動画配信、音楽、ゲーム、テレビ等を配信する第3世代の携帯電話と言われておりますけれども、これにつきましては両町とも中心部においてカバーできておりますけれども、周辺におきましてはカバーできないということになっておりますので、今後の対策も必要であろうと思っております。</p> <p>ブロードバンド環境でございますけれども、神崎町には全域ケーブルテレビがございます。それから、町中心部の粟賀NTT、粟賀局管内にYahoo!BBによるADSLが整備されております。大河内町では、町中心部のNTT寺前局管内では関西ブロードバンド及びヤフー株式会社によるADSLが整備されております。また、16年度中には長谷局において整備される予定となっております。</p> <p>続きまして、ケーブルテレビでございますけれども、神崎町におきましては、その事業におきまして平成12年、13年度の2カ年におきまして約18億円の事業費で実施をいたしました。供用開始が平成14年4月ということで町内一円でございます。運営方法、委託状況でございますけれども、神崎町が直営で行っておりまして、一般会計で行っておりまして、加入負担金につきましては10万円、それから一斉加入時は無料となっております。基本料金は一月2,000円で、これは減免措置がございます。インターネットにつきましては、つなぎ放題2,500円でございます。その他、有料視聴料等が必要でございます。</p> <p>伝送方法でございますけれども、光同軸ハイブリッド方式、上がりが10から50メガヘルツ、下りが70から770メガヘルツで、二、三年先に開局予定のございます地上デジタル放送の帯域に対応しております。770メガヘルツを確保いたしております。加入率につきましては、加入世帯数2,317戸でございます。加入率が98%ということで、ほとんど全戸加入に等しいような高率な加入率になっております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>サービスでございますけれども、テレビで自主放送が2チャンネルございまして、1つはお知らせ、そして気象、そして2つ目はコミュニティーチャンネル、自主放送を制作いたしまして流すものと、2つのチャンネルがございます。リクエストチャンネルが7チャンネル、これは放送しました番組を電話でリクエストし見るチャンネルでございます、7チャンネル、テレビ・ラジオ再送信、テレビ地上波8チャンネル、衛星27チャンネル、BSデジタル10チャンネル、ラジオFM4波、ケーブルテレビ電話サービスとしまして町内無料電話サービス、告知放送、これは前に言った有線放送のことでございますけれども、定時放送と区長さん等からの放送、またこれにつきましては再生いたしまして聞くことができるようになっております。それから、インターネット接続サービス、現在2,200ほど加入がございますけど、そのうち770戸ぐらいの加入でございます、随時増えているという状況でございます。</p> <p>なお、地域イントラネットシステムということで、各申請書の取り出しとか気象情報、それから施設予約とか、そのようなできるシステムをインターネット上で開設をいたしております。</p> <p>大河内町におきましては、事業計画、農業農村整備管理計画書に登載されまして、事業計画年度平成19から20年度、事業費10億円で町内一円でこの事業による実施を計画されております。</p> <p>このような現況を踏まえまして、今後の調整方針でございますけれども、難視聴地域の対策といたしましては、新町発足後において大河内町側のケーブルテレビの整備等により解消できるよう調整する。</p> <p>ITを享受できる豊かな社会の実現に向けて新町発足後において電子自治体の推進を含め情報化推進体制を一元化し、地域情報化計画を策定する。また、携帯電話、ブロードバンド環境の充実など、情報基盤の整備の推進及び情報基盤を利用したサービスの充実の推進を目指す。</p> <p>3、高度情報化社会と地域情報化社会への確立に向け、情報基盤の整備として、新町発足後速やかに、神崎町の例により新町全域のケーブルテレビ整備を目指す。</p> <p>以上のような調整方針とさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました地域情報化事務事業の取扱いにつきまして、ご意見、ご質問がありましたらお受けをいたしたいと思っております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
足立委員	<p>足立委員、どうぞ。 神崎町の足立です。</p>
	<p>今のアナログ波なんです、いずれあと五、六年で地上デジタル波になるということを聞いておるんですが、それに対する何か計画とがありますか。</p>
小寺（議長）	<p>小林課長、どうぞ。</p>
小林（課長）	<p>それでは、地上デジタル放送の今後の予定でございますけれども、ご存じによります、現在アナログ放送が2011年にも放送が中止になることになっております。阪神地域におきましては2005年度末の予定でございます、こちらといたしましては姫路局の局を受けるようになりまして、姫路で2005年中の予定でございます。よりまして、早くて平成18年度になる見込みでございます。</p> <p>これに伴う変更でございますけれども、局舎におきましては、局舎のヘッドエンド、それからこれはテレビを受信する施設でございますけれども、それから2カ所に設置しております受信アンテナ、それから家庭におきましては、現在のところ、テレビの普及にもよりますけれども、この時分になりますとほとんどが対応テレビによる受信と予想されます。しかし、地上デジタル放送を受けるといことになりまして、CSとか自主放送番組がどのようになるかということが流動的であります。</p> <p>それで、当面、現在の予定、大河内町さんが実施される予定の年度におきまして、その時点での地上デジタル放送の様子等も踏まえまして、それによりまして神崎町の一部施設の変更もあると、このような予定でございます。</p>
小寺（議長）	<p>足立委員、どうぞ。</p>
足立委員	<p>済いません、足立ですけど。</p> <p>その各家庭のテレビなんです、傷めばそれはもちろんデジタル対応のテレビを買うと思うんですけども、まだやっぱりなかなか100%というわけにいかないと思うんですが、そのようなテレビは変換器をつければ見られるということは聞いた覚えがあるんですが、それは個人持ちになるんでしょうか。それとも、またテレビ一台一台つなあかんのんか、それとも家に入ってきたところでそれをつければ家全部が見られるのか、もしわかっておりましたら。</p>
小寺（議長）	<p>小林課長。</p>
小林（課長）	<p>今のところ、明確な返答はできませんけれども、迷惑をかけない受信方法について研究していきたいと、このように思っております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	ほかにございませんか。
生田委員	生田委員、どうぞ。
生田委員	<p>済いません。大河内の生田です。</p> <p>ちょっと教えてほしいんですけども、神崎町では4年後に耐用年数を迎える端末機器とあるんですけども、各家庭の端末、何かその機器がついておるんかもしれませんが、それが耐用年数が来るということですか、それとも局舎のそういう機器がそういう耐用年数を迎えるということなんでしょうか。ちょっと教えてほしいんですけど。</p>
小林（課長）	<p>まず、こういう機械は約6年程度の耐用年数と聞いております。そういうことからいきますと、大河内町さんが実施される年度ぐらいには神崎町の宅内機器も耐用年数来るんじゃないかと、このように思っております。</p>
生田委員	端末やから各家庭についておる機器。
小林（課長）	そうです。
生田委員	ああ、そうですか。
小林（課長）	はい。
生田委員	6年か。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
小寺（議長）	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。</p> <p>ここで採決に参りたいと思います。</p> <p>協議第53号地域情報化事務事業の取扱いについて賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
小寺（議長）	<p>挙手全員であります。よって、協議第53号地域情報化事務事業の取扱いにつきましては原案どおり可決されました。</p> <p>これで本日提出の協議事項につきましては3件とも承認されました。まことにありがとうございます。</p> <p>次に、提案事項として1件ございますのでお願いいたします。</p> <p>提案第40号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いにつきまして事務局の説明をお願いいたします。</p>
浅田（事務局）	<p>それでは、提案第40号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて。</p> <p>農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて提出する。</p> <p>平成16年11月24日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。</p>

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>ということで、次回の合併協議会におきまして、既に前回の協議会でご承認をいただきました議会議員の定数及び任期の取扱いと同様に、この農業委員さんの関係につきましても大変重要な項目でございます。本日ご提案をさせていただいたところでございます。</p> <p>この農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、当合併協議会にも神崎町の廣納委員さん、また大河内町では高内委員さんがそれぞれの町の農業委員会の会長さんとして大変ご尽力をいただき、今回の幹事会提出までの間、調整を行っていただいたということをまずご報告申し上げたいと思います。</p> <p>それでは、本日は提案ということで簡単にご説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、3ページの方をお開きいただきたいと思います。</p> <p>農業委員会の委員さんにつきましても、まず議会の議員さんと同様に合併の前日をもってすべて失職をいたします。これが基本的な原則でございます。しかしながら、議会の議員さんと同様に、市町村の合併に関する法律、合併特例法によりまして、在任ということができるということになっておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。</p> <p>まず、両町の農業委員会の構成なんですけれども、見ていただきましたらわかりますように、選挙による委員さんが両町とも15名ずつ、神崎町の方では現在2名の欠員になってございます。</p> <p>次に、選任による委員といたしまして、神崎町では4人、内訳が議会推薦3人、農協推薦が1人でございます。大河内町の方は6人で、議会議員が5人、農協推薦が1人ということで、神崎町の方は計19名の農業委員さんということでございます。大河内の方は21名ということで、運営をされておるという状況でございます。</p> <p>任期の方につきましては、若干約1年の差異があるという状況でございます。</p> <p>委員報酬につきましても、見ていただきましたらわかりますように、若干の差異が生じております。</p> <p>両町の農地面積、農家数につきましては、これも5年に一度、農業センサスという、全国一斉に調査がございます。国勢調査と同様の調査でございますけれども、大変重要な統計調査が行われております。それに基づきまして、農地面積、農家数をそれぞれ出されておるところでございます。こちらの方につきましても、平成17年国勢調査と同じ年にこういった調査が再調査が行われる予定でございます。神崎</p>

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>町では542.45ヘクタール、大河内は383.4ヘクタール、農家数は神崎が1,022戸、大河内が661戸でございます。</p> <p>次に、農業委員さんの選挙人の関係でございます。この選挙人の場合には当然公職選挙法というものが適用されますので、そういった調整が必要になってございます。</p> <p>まず、名簿の調整につきましては、そこでございます(1)の農業委員会から農業者世帯ごとに申請書を配布され、そして1月1日現在の有権者の申請により調整をするといった流れから、(8)の選挙人名簿の確定、3月31日までという流れで選挙人名簿の調整がなされるところでございます。これは神崎・大河内、同様の取扱いになっておるところでございます。</p> <p>そして、両町の農業委員会の研修並びに活動の実績等でございます。</p> <p>まず1つ目が、農地部会ということで、これは両町にはございません。その中で、農地の転用の現地確認につきましては、両町それぞれ明記させていただいておるような内容で実施をされておるところでございます。農地のパトロールにつきましても、同様の内容でございます。</p> <p>2点目の振興部会等はございません。</p> <p>(3)の委員会につきましては、新委員の研修、全委員さんの研修、そういった研修内容を活動実績としてこれまでも取り組まれております。</p> <p>あと、和解の介入等はなし。農地のあっせんは必要に応じて実施をし、農地法に基づく許認可の審査、意見の公表、建議、答申、農業者年金の加入促進といったことは両町同様の研修活動内容をこれまでもされておるところでございます。</p> <p>そして、4ページの方ですけれども、こちらの方では先ほど申し上げました合併特例法を適用する場合としない場合での身分のそれぞれ取扱いといたしますか、そういったものを少し参考資料として上げさせていただきます。</p> <p>まず、身分ですけれども、選挙による委員さんにつきましては、合併特例法を適用しない場合には前日をもって失職をいたします。合併特例法を適用する場合は、この法律に基づきまして、合併関係市町村の協議によりまして80人を超えない範囲で定めた数の者に限り、合併後1年を超えない範囲、ここが議会の議員さんの場合は2年ということがありましたけれども、農業委員さんの場合は1年ということが</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>うたわれております。この1年を超えない範囲で引き続き在任することができるというところが大きなポイントでございます。</p> <p>なお、選任による委員さん、議会、JA等の推薦をいただく委員さんにつきましては、これは新町が発足の前日にすべて失職をいたします。</p> <p>続きまして、選出ですけれども、この場合も選挙による委員さんと選出による委員さんで若干違います。まず、合併特例法を適用しない場合は、新町が発足した日から50日以内に選挙を行います。合併特例法を適用する場合は、選挙を行いません。</p> <p>次に、選任による委員さんにつきましては、合併後、現状では平成17年11月1日という目標期日を設けておりますけれども、それ以後、農協、土地改良区から推薦を受けた理事または組合員及び議会の推薦を受けた者を、当然町長につきましては合併の前日をもって失職をいたしますので、新しい町長が決まるまでは職務執行者という方が選任をなされますので、その職務執行者が選任をするというところでございます。</p> <p>一方、合併特例法を適用する場合は、合併後、農協、土地改良区から推薦を受けた理事または組合員及び議会の推薦を受けた者を職務執行者が選任をするというところでございます。</p> <p>次に、定数ですけれども、選挙による委員さんにつきましては、この農業委員会の委員さんにつきましては、農業委員会等に関する法律というもので守られております。その施行令の第2条の2というものを別添の5ページの方にもおつけしておりますけれども、そちらの規定の定数の基準に従いまして、上限20人までの間で条例で定めることになっております。</p> <p>一方、合併特例法を適用する場合は、合併関係市町村の協議によりまして、80人を超えない範囲で定めた数をもって農業委員会の選挙による委員の定数としというところでございます。</p> <p>それから、選任による委員さんの定数ですけれども、この選任による委員さんの定数によりまして、先ほど現況で報告申し上げたんですけれども、神崎町が現状では議会推薦3、大河内が5人という形になっておるんですけれども、本年11月1日にこの法律が一部改正をされまして、4名以内という定数になってございます。したがって、議会の推薦の委員さんにつきましては4名以内と。これは特例法を適用する場合、しない場合も同様でございます。農業協同組合、農協の推薦、土地改良区の推薦につきましても同様で</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ございます。</p> <p>それから、任期ですけれども、選挙による場合は通常は一般選挙の日から3年間でございます。特例法を適用する場合は、先ほど申し上げましたように、合併後1年を超えない範囲の期間で合併関係町村の協議で定める期間というところが適用できるというところでございます。</p> <p>最後に、選挙区のところですが、選挙による委員さんの場合ですけれども、選挙区農業委員会等に関する法律の第10条の2というところで、大きなところでは分割してこの農業委員会を置くということができるようになってございます。</p> <p>合併特例法を適用する場合は、この選挙区制度はなしということでございまして、大変この農業委員会の委員さんの関係につきましても複雑な取扱いになっておるところでございます。</p> <p>こういった両町の現状の中で、両町の正・副会長さん、大河内の場合は副会長さんを職務代理者と申しておりますけれども、正・副会長さん、職務代理者の方を中心に両町の農業委員会の方にもご説明、ご報告をされて、この農業委員会の課題、問題点、調整方針等を十分ご議論いただきまして、2ページの方にお戻りいただきたいと思えます。</p> <p>まず、課題、問題点といたしまして、合併に伴いまして2町の農業委員会の委員さんは選挙並びに選任の委員さんすべてでございすけれども、失職となります。そして、新たに選ぶ必要が生じてまいります。</p> <p>その方法につきましては、選挙による委員につきましては、合併特例法を適用しない場合は50日以内に選挙を行います。一方、合併特例法を適用する場合は、1年を超えない範囲で引き続き在任をすることができるというところでございます。また、一つの農業委員会でも特に必要があると認められるときは、新町の条例におきまして2つの選挙区を設けることができることとなっております。</p> <p>両町では選挙委員は定数30名、神崎の方で2名定員が欠員がございすけれども、議会推薦の委員さんが8名、農業団体の推薦委員さんが2名、全体で40名、現状は38名でございすけれども、これらの現状を踏まえながら次のことについて検討し、調整する必要があるというところがございます。</p> <p>1つ目が、合併直後における円滑な事務処理を勘案し、一定期間に限り引き続き委員としての在任にすべきかどうかについて検討する必</p>

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
<p>小寺（議長）</p> <p>多田（副議長）</p>	<p>要がございます。</p> <p>2点目に、旧町単位に選挙区を設置するかどうか検討する必要があります。</p> <p>3点目に、選挙による委員定数と選任による委員としての議会推薦委員、農業協同組合推薦委員及び土地改良区推薦委員についての調整が必要です。</p> <p>といった課題、問題点につきまして、先ほど申し上げました両町の農業委員会のそれぞれの部局の方で調整をいただいたところでございます。</p> <p>そして、出ました調整方針といたしまして、まず1点目の農業委員会の委員につきましては新町にまず1つの農業委員会を置きます。両町の農業委員のうち選挙による委員であった者は市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法の第8条第1項第1号の規定を適用いたしまして、合併後、平成18年3月31日まで5カ月間でありますけれども、引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任すると。いわゆる在任特例を使いますよという調整をされたところでございます。</p> <p>2点目の旧町単位における選挙区を設置するか否かについてでございます。こちらにつきましては、選挙区制は導入しないという調整方針を出していただいております。</p> <p>3点目の新町の農業委員会の選挙による委員の定数ですけれども、選挙による定数は20名とし、合併後初めて行われる一般選挙から適用するということでございます。</p> <p>したがいまして、新町の農業委員さんの総合計は選挙による委員さん20名、議会の推薦の委員さんが4名、農業協同組合の推薦の委員さんが1名、土地改良区の推薦の委員さんが1名、合計26名の農業委員会の委員さんになるということでございます。</p> <p>以上、簡単ではございますけれども、提案説明とさせていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま提案されました農業委員会関係について、質問ではなしに解釈等で、もし何かありましたらお受けをいたしたいと思っております。</p> <p>多田副議長、どうぞ。</p> <p>神崎の多田です。</p> <p>調整方針の中で、選任による委員、現在は10名いらっしゃる、この場合また両町の推薦委員の、（1）のところですけども、6名とい</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	う形になるんですね。この差4名はどういうことになるんでしょうか。
浅田（事務局）	浅田次長、お願いします。
小寺（議長）	先ほど多田副議長の方からご質問ありました3ページの選任による委員さん、現行では議会推薦、神崎が3名、農協推薦が1名、4名、そして大河内が議会推薦5人、農協推薦が1人の6人になってございますけれども、これが新町になりますと、この11月1日の法律改正等も踏まえた中で協議をされますと、議会推薦が新しい町では4名、そして農協推薦が1名、そして土地改良区推薦が1名ということで上限が6名になりまして、現行からいたしますと4名の方が減になるというご理解をお願いしたいと思います。
浅田（事務局）	<p>いろいろ解釈の方があるそうですが、本日提案をされております。次回の合併協議会で協議をしていただきますので、次回の合併協議会までにひとつよくご検討をしていただいて、ご質問等がありましたら、またしていただきたいと思います。</p> <p>それでは、次に移りたいと思います。</p> <p>その他事項ということで、最初に次回の協議会の日程等について、事務局、お願いをいたします。</p>
小寺（議長）	<p>それでは、お手元会議次第の5、その他の1つ目、次回合併協議会の日程についてご案内を申し上げたいと思います。</p> <p>平成16年12月、ちょっと真ん中を抜いておりますけれども、申し合わせでは12日の日曜日になっておるんですけれども、皆様方既にご存じのように、10月18日の市川町からの当協議会への参加申し入れ、これにつきまして現在両町住民説明会、そして今後月末から12月上旬に向けまして、それぞれの議会の特別委員会並びにまた臨時議会といったものが、日は定まっておりますが開催をされる予定でございます。</p> <p>そういった中で、若干この12日という申し合わせの日にちどおりに行えるかどうかといったところが微妙なところでございまして、こちらの方を少し調整をさせていただき、後日ご案内をさせていただくということで、ご了解をいただければというふうに思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
浅田（事務局）	<p>次回につきましては、また事務局からご連絡をいたすということでございます。</p> <p>次に、11月1日から新町の名称募集が始まっております。現在の応募状況につきまして事務局から報告をお願いいたします。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>皆様方の方には別添で新町名称募集中間報告ということで、グラフをつけた資料で8ページまでの資料をつけさせていただいております。これは当協議会の方の第1小委員会の方には何もお諮りをしておりません。したがって、11月1日から22日まで当協議会の方に寄せられました内容についてのみ、ご報告というところでございます。</p> <p>11月22日現在で205点の応募がございました。応募の内容ですけれども、神崎町73名、大河内50人ということで、計123人の方から応募をいただいております。</p> <p>応募の年代につきましては、そちらの方にございますように、10代の方が26名、60代が24名という形で、20代から40代あたりの方にもう少し応募をいただけたらなという思いもいたしておるところでございます。</p> <p>応募の方法につきましては、合併協議会だよりに添付をしております専用のはがき、これが一番多い状況でございます。</p> <p>そして、2ページから8ページまでにつきましては、これは順不同と申しますか、応募いただきました順番にそれぞれ新町の名称、例えば1番ですと「鮎川（あゆかわ）」ということで、振り仮名をつけさせていただいて、理由、意味ということで、町がよく知られるとかといった形でそれぞれつけていただいております。</p> <p>当然、205の中にはダブったお名前もございますけれども、これは当協議会で受け付けた順番に名前を出させていただいておりますというふうにご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>これらは、あと約一週間ほどでございますけれども、11月30日で締め切りをさせていただきまして、12月上旬には集計をし、そして新町名称・庁舎等の小委員会を開催をさせていただき、順次絞り込みをさせていただくというふうに思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
小寺（議長）	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>今も事務局から説明がありましたように、二百ちょっとでございますので、予想をしておったよりか、ちょっと少ないような気がいたします。ということで、ひとつ委員さんの方からできるだけ声をかけていただいて、多数の方の応募がありますように、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思っております。</p> <p>それでは、次に移りたいと思いますが、初めにも私のあいさつで申</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
足立（会長）	<p>しましたように、神崎町並びに大河内町でそれぞれ新町建設計画、また市川町から申し入れがありました件につきましての集落説明会がされております。その集落説明会につきまして、会長並びに副会長からその状況を説明をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>まず、神崎町の町長であります足立会長からひとつお願いいたします。</p> <p>それでは、現在までの状況につきましてご報告を申し上げたいと思います。</p> <p>住民説明会の開催日につきましては、11月10日から実施をいたしております、昨日の23日までに19集落中15集落、およそ8割近くを終えたところでございます。</p> <p>資料でお渡しをしておりますように、777人、42%弱という参集の状況でございます。残り、大山地区が4集落のみとなっております、この11月30日までにすべてを終える予定をいたしております。</p> <p>会議の順序といたしましては、私のあいさつの後、協議会で承認をいただきました新町建設計画と財政のシミュレーションを担当課長からご説明を申し上げ、続いて私の方からは新町建設計画の補足説明と、それから次いで市川町からの参加申し入れの状況につきまして、経過や私の考え方を申し上げます。</p> <p>新町建設計画につきましては、おおむね肯定的な受けとめ方をさせていただいております、このことにつきまして特に異議はございません。</p> <p>市川町の参加の申し入れの関係につきましては、私の考え方につきましては新聞発表のとおりでございます、市川町からの申し入れに対しまして真摯に受けとめ、広域的な合併を考えるにはこの際合併せざるを得ないのではないのでしょうかというスタンスで、私の思いを申し上げます。</p> <p>ご承知のとおり、市川町からの申し入れは、市川町3町による合併の可能性について検討をしていただきたいと思いますという申し入れでございますので、私もそういった市川町の申し入れのスタンスを一部では申し入れ書を読みながら説明をさせていただいております。</p> <p>しかしながら、総じてよく出ました意見は次のとおりでありまして、まず市川町を含めた3町合併は慎重の上にも慎重を重ねて住民の意見を十分踏まえてほしいという意見。それから、神崎・大河内町、</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>上野（副会長）</p>	<p>いわゆる2町の協議等が9割方終了してあるので、時間的制約の中で、まず2町合併をしてから市川町を考えるべきである。それから、市川町のインフラ整備が遅れているのでその住民負担が心配である。また、住民投票はしないのか。それから、市川町の住民意識、議会等がどういう考え方が、必ずしもまとまっていない、また熱意が感じられない。それから、県からの圧力はどのようなものか、合併新法後の指導はどうか等々、以上、想像を超える厳しい意見が数多く出されております。</p> <p>内容につきましては、2町合併でも9カ月を議論をしてまだ90%、1町加わって3町が議論が十分できるのかどうか、この辺について大変心配をするという意見が支配しておったようでございます。</p> <p>そこで、私の胸のうちは非常に複雑なものがございまして、最近ちょっと寝られません。住民の意見、考えを無視できない、とにかく12年間私は住民の皆さん方の100%近い信頼を受けておるといふうに自負をいたしておりまして、信頼を受けておるわけでございます。したがって、この厳しい意見についてどう対処するのかと、こう考えてみますと、なかなか眠れないというところでございます。今後、もう少し残っておりますけれども、説明会を踏まえながら十分熟慮した上で最終決断を出させていただきたいと、このように思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、大河内町の上野副会長、お願いします。</p> <p>私の方も、11月8日からこの予定表にありますように28日までということで、昨日で14集落を終えました。</p> <p>そして、率についてはほぼ神崎町さんと同じ42%弱というようなことで、同じように推移をいたしているというふうに思います。</p> <p>それで、資料については事前配布をさせてもらっておりまして、まず1つが平成の市町村合併における判断ということで、私のこれまでの合併に対する取り組みの経過の説明と、それから今回の2町の新町建設計画並びに市川町から申し入れのあったこと、それらを総合的に判断をして現段階で私としての方針といいますか、そういうものをまず最初にあいさつを兼ねて説明をさせていただいております。</p> <p>それから2番目に、新町建設計画のダイジェスト版を資料として担当から説明をいたしております。</p> <p>そして3番目に、2町合併想定の方針シミュレーションということ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>で、これはいわゆる大河内で言います1案というやつで、平成16年度の財政計画だけで推移をするというものの財政シミュレーション。</p> <p>それから4番目に、2町合併で今度は三位一体改革、今非常に国の方でも議論をされておりますけども、それを一定考慮をした2町の財政シミュレーション。</p> <p>それから5番目に、今度は市川町との3町合併の財政シミュレーション、これだけの資料を配布をさせていただいて、そして4番目まで説明を先にいたしまして、その段階でまず最初には新町建設計画にかかわるところのご質問なり意見を伺って、そしてその後に3町合併のシミュレーションを説明して、市川町の申し入れに対すること並びに合併そのもの全般にわたっての質問、意見をいただいております。</p> <p>それで、新町建設計画に関する質問については余り出ないわけですが、その中で出ましたことといたしましては、特に長谷地域で栗・大山トンネルを第1要望としてやってほしいと、そういうふうな要望が出されたのと、それから新町建設計画そのものについては非常にきれいにまとまっているけれども、それについては別に合併をしたからこういうことをやるということではなくて、単独町でもやらなあかんことでしょうかというようなことで、もう少し2町合併をしたらこんなことができるんやというようなものを具体的に示すべきと違うかというような話とか、あるいは大河内の場合、合併してもしなくても、非常に過疎の町、小さな集落が多いということで、具体的に過疎に対する取り組みとしてのいわゆる地域振興なり産業振興、そういうものをどういうふうに展望しておるんかというような説明。それからもう一つは、非常にいいことが書いてあるんですけども、合併をしたときのデメリットというようなものをもっと示してもらわんと判断できひんというようなことで、これまでに説明しておるんですけど、これまでに説明をしているんですけども、いわゆる人口の小さな一番神崎町の北部の町だけに心配をするということで、当然、合併をした場合に町長は大きいところから出るやろし、議員の数も少なくなる。だから、そういう意味で声が届きにくくなる。こういうふうなことが新町建設計画の中では質問として出されました。</p> <p>それから、今度は市川町を踏まえた3町合併の問題についてはほぼ足立町長が言われたことと同様の内容でありまして、非常に私も厳しい意見が多く出たというふうに思っています。総じて言えば、これまでの市川町の取り組みに対する不信感と、それから今後3町でやっていく場合の心配といたしますか、すべてそういう中身であったというふ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>松原委員</p>	<p>うに思います。それを過去の具体的な事例をとりながら説明をされる方もたくさんありまして、本当に厳しい意見であったなというふうに思います。</p> <p>ただ、私自身は合併を前提として考えるならば、今の状況下において福崎を加えた合併というのはこの特例法の期限内ということでは考えられないというふうに思いますんで、その中で一般論として合併を前提に考えるならば、その3町合併といたしますか、合併にスケールメリットのある部分というふうな判断をせざるを得ないのではないかとということと、それから3町の広域行政の取り組み状況あるいは今後の合併状況を見たときには、そういうふうに考えざるを得ないかなというふうに申し上げておるんですけども、まず2町でやってというような意見がたくさん出ております。</p> <p>そして、その住民の声なり意思をどういうふうに反映をするんやというようなことで、住民投票というようなことも言われておりますけども、住民投票についても、合併するかしないかだけの住民投票ならいいと思うんですが、実質的に神崎・大河内2町に市川町を加えるんか加えへんのか、認めるんか認めへんのかというような、そういうふうな信任投票になるおそれがあるんで、実際行政としてそういうことをやるべきではないのではないかなというようなことを申し上げながら、至っておりますけども、足立町長と同様で本当に夜寝られない状況が続いております、非常に辛い立場といたしますか、そういうような状況になっているというふうに思っております。</p> <p>しかし、避けて通れる問題ではありませんので、できる限り議論を尽くしていきながら、解決を図っていきたい、そういうふうに思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま説明会の実施状況の報告、また中身等について両町の町長より説明がございました。</p> <p>委員さんの方からご意見、ご質問等がありましたらお受けをいたしたいと思います。</p> <p>松原委員さん、どうぞ。</p> <p>今、県の指導という話が出たんですけども、県の指導というのはどの程度なんでしょうか。</p> <p>私は、それでまず合併は構わないけども、例えば市川町はこの合併期限内やなくても、その後でも結構だと思っんですよ。それでも、余</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 足立（会長）</p>	<p>り県から強く要請されておれば、それもやむを得んというような話もありますんで、どの程度なんかちょっとお聞きしたいんですけど。</p> <p>会長、よろしくをお願いします。</p> <p>県の指導というのは、あくまでも3町合併につきまして前向きに議論してみないかということでございまして、福崎町さんは態度を鮮明にされておりますので、福崎町を含む4町合併についてはなかなか厳しいものがあるというような理解の中で、市川町だけ神崎郡で合併議論のないまま、このままということでは大変ではないだろうかという、多分そういう状況の中で3町、北部2町に加入することについて一応議論があって、そのような道が開かれたと、私はそのように解釈をいたしておりますが、決してこれはあくまでも住民のいわゆる民意が優先するわけでありますから、強制はされておらない。議論については、議論してほしいということはあったということでございます。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>ほかにございせんか。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>集落説明会がまだ残っておりますし、最終ということでもございせんので、多分また次回の合併協議会等には結果についてご報告があることと思っております。</p> <p>それでは、これでひとつ本日の会議は閉じさせていただきたいと思っております。</p> <p>当初から非常に終始熱心にご議論をいただきまして、まことにありがとうございました。</p> <p>これからまた朝晩特に寒さが加わってまいります。委員の皆様方も特に体をいたわっていただきまして、ご活躍されることをお願いをいたしまして、会を閉じさせていただきたいと思っております。</p> <p>本日は、どうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。</p>